

## 射水市農業委員会委員募集要項

射水市では農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律（平成28年4月1日施行）に基づき、現在の農業委員の任期満了（令和8年12月17日）に伴い、次期農業委員の募集を下記のとおり行います。

### 1 募集人数

25人

※選考にあたっては、次の条件があります。

- ・認定農業者が農業委員の過半を占めること。
- ・農業委員会の所掌する事務について利害関係のない者（中立者）を含めること。
- ・委員の年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮すること。

### 2 任期

令和8年12月18日から令和11年12月17日まで（3年間）

### 3 身分

射水市の特別職の非常勤職員

### 4 職務内容

- (1) 農業委員会での農地法に基づく申請などの審議等
- (2) 農地利用最適化（担い手への農地の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進）に係る現地調査及び指導業務
- (3) その他農業に関する調査及び情報提供並びに研修会等への参加

### 5 委員報酬（令和8年4月30日現在）

月額15,000円（会長に就任した場合 月額20,000円）

農地利用最適化事業分 月額37,000円以内で市長が別に定める額

### 6 推薦を受ける者又は応募する者の資格

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項、その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる方。ただし、次のいずれかに該当する方は除きます。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない方
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方
- (3) 市内に住所を有しない方。ただし、農業委員の職務を適切に行う者として判断される場合にはこの限りではない。
- (4) 市の職員
- (5) 射水市暴力団排除条例（平成24年射水市条例第1号）に規定する者並びにこれらと密接な関係を有する方

## 7 推薦及び応募方法

推薦及び応募の方法は、農業者又は農業者が組織する団体等からの推薦を受けて申し込む方法と、自ら応募する方法があります。

推薦・応募書類に必要事項を記入の上、郵送又は持参により、射水市農業委員会事務局（大島分庁舎）へ提出してください。

なお、推薦又は応募に係る書類は返却しませんのでご了承ください。

- (1) 個人（2名以上）からの推薦の場合  
農業委員推薦届（第1号様式）
- (2) 農業者又は農業者が組織する団体等からの推薦の場合  
農業委員推薦届（第2号様式）
- (3) 自ら応募する場合  
農業委員応募届（第3号様式）

## 8 推薦及び応募書類の入手方法

射水市農業委員会事務局窓口に備えるほか、市ホームページからもダウンロードすることができます。

## 9 募集期間

令和8年6月1日（月）～6月29日（月）（必着）

持参される場合は、市役所開庁日の午前8時30分から午後5時15分までに提出してください。郵送の場合は6月29日（月）必着です。

※申込状況等によって、書類の提出期間は延長する場合があります。この場合、受付期間最終日以降に市ホームページ等により公表します。

## 10 選考方法及び任命

射水市農業委員会の委員候補者評価委員会を開催し、提出された書類をもとに選考を行います。その後、市議会の同意を得て、市長が任命します。

## 11 推薦又は応募に関する情報の公表

法令の定めにより、受付期間の中間及び終了後に、市ホームページ等で提出された推薦又は応募に係る書類に記載されている内容（住所及び電話番号を除く。）を公表しますので、あらかじめご了承ください。

### 【問合せ先】

射水市農業委員会事務局

〒939-0292

射水市小島703番地

電話0766-51-6685